(3) その他の制度改善等

番号	項目	提 言 内 容	提言及び実現の状況	担当部局 字課
		○住宅セーフティネットの新たな仕組 みの構築(抜本的な制度改善提言) ・新たな住宅セーフティネットとしてバ ウチャー制度 ・ 民間賃貸住宅ストック等を活用した新たな住宅セーフ	(新たな住宅セーフティネットとしてのバウチャー制度) 評価:なし 【国に対する提言の実施状況】 (22年度~) ・22年度より、住宅まちづくり部、福祉部による検討体制のもと、制度設計等について検討を行った(23年度) ・制度案検討にあたって、専門家からの意見聴取や国土交通省、厚生労働省との意見交換を実施・検討を踏まえた住宅バウチャー制度(仮称)について、国に対し制度提案を実施	住宅まままででは、 は一般では、 は一般では、 は一般では、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は
1	公宮任宅制度	・バウチャー制度の実施にあたり、公営住宅家賃補助の国費による財源 措置 (当面の変更) ・用途廃止事業における明渡し請求権付与 [提言先内閣府・国土交通省]	評価: △	住宅まちづく り部 住宅経営室

番号	項目	提 言 内 容	提言及び実現の状況	担当部局 字室課
2	子ども手当	○政府与党のマニフェストのとおり、国の責任で全額財源を確保するべき○一部を現物給付化する場合、その対象事業は、地方の判断によるものとするべき[提言先 厚生労働省]	(国の責任で全額財源確保) 評価: × 【国に対する提言の実施状況】 (22年度) ・22年6月、厚生労働省に対し、全国一律の現金給付は国の責任において実施し、その全額を国が負担するよう要望を行ったく府最重点畿ブロック知事会議要望>、12月<近畿ブロック知事会議要望>で同要望を行った。(23年度) ・23年7月、子ども手当に関する要望を行ったく福祉部単独要望>・23年11月に対行の大会に対し、「平成24年度以降の子どもに対する手当の地方負担に対対最悪望> ・23年11月に早生労働省に対力負担に対対事会議要望> ・23年11月に対するよの地方負担に対対の場を設力の対対事会議要望> ・23年12月、子ども手当に関する要望を行ったく福祉の子どもに対するままでであり、「平成24年度以降の子どもに対する意思」 ・24年を表別の場合に対対の場合に対対を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を	温祉部を支援課

番号	項目		提 言 内 容	提言及び実現の状況	担当部局 室課
2	※つづき 子ども手当	びまいる ○政府与党のマニフェストのとおり、国の責任で全額財源を確保するべき ○一部を現物給付化する場合、その対象事業は、地方の判断によるものとするべき [提言先 厚生労働省]		(一部現物給付化する場合の対象事業は地方判断) 評価: 一 【国に対する提言の実施状況】 (22年度) ・22年12月、厚生労働省に対し、現物給付は地方の責任と創意工夫により提供できる仕組みとするとともに、財源については税財源移譲等により措置するよう要望を行った。〈近畿ブロック知事会議要望〉 【制度の改善状況及び今後の対応】 ・子ども手当について、国と地方の協議の場で議論された結果、現物給付化されず、恒久的な子どものための手当制度(負担割合 国:地方=2:1)を創設することにより、現金給付されることになった	福祉部 子ども室 子育て支援 課
3	その他 【税制度に関する制度改善】	○軽油引取税の特別徴収義務者に 対する徴収奨励金制度の見直し [提言先 総務省]	◇ 軽油引取税の特別徴収義務者に対する徴収奨励金については、 国通知(昭和48年自治省税務局長通知)に基づき、全都道府県が ほぼ同一の交付率(納税額の2.5% 府は平成11年度から2.0%に削 減)で支出しているが、地域主権をすすめる観点から、奨励金のあ り方や交付率など、制度全般についての見直しを行うべき。	(軽油引取税の特別徴収義務者に対する徴収奨励金制度の見直し) 評価: × 【国に対する提言の実施状況】 ・23年3月、総務省に対し、軽油引取税の特別徴収義務者に対する徴収奨励金制度全般の見直しに関する要望を行った。 ・23年5月、三府県(神奈川県、愛知県、大阪府)税務主管課長会議で情報交換 【今後の予定】 ・環境税等、国の税制論議を注視 ・近畿ブロック府県との協調 ・現行交付規定の再点検	総務部 税務室 徴税対策課

番号	項	目		提 言 内 容	提言及び実現の状況	担当部局•室課
3	その他 【地域の実物施策展開に度改善】	- 一十-41	〇地域に密着した施策に係る税財 源の移譲 [提言先 厚生労働省·文部科学省]	◇ 保育などの子育て支援に関する事務や高齢者の地域参画 や健康増進をすすめる施策については、地域の実情に応じ、実施主体である市町村が自主的な判断のもと事業実施すべきとの観点から、現行の国庫補助制度を廃止し、責任に見合った税財源の移譲を市町村に対して行うこと。	(地域に密着した施策(福祉分野)に係る税財源の移譲) 評価: × 【国に対する提言の実施状況】 ・23年7月、厚生労働省に対し、税財源の移譲について要望を行った。〈部単独要望〉 【制度の改善状況及び今後の対応】 ・24年4月においては、提言内容は実現せず。今後も引き続き、適切な措置が講じられるよう求めていく。 (地域に密着した施策(教育分野)に係る税財源の移譲) 評価: × 【国に対する提言の実施状況】 ・23年7月、文部科学省に対して、税財源の移譲について要望を行った。 ・教育コミュニティづくり推進事業(旧・おおさか元気広場推進事業)については、税財源の移譲とともに、一体的かつ弾力的な経費執行が可能となるよう制度改善の要望も行った。 【制度の改善状況及び今後の対応】 ・事業について申請窓口の一本化や、事業経費の執行について一定の弾力化は図られたが、税財	福祉部 福祉総務課 教育委員会 事務局
	その他【費用負担に向けた制	· ·—— ·-	〇肝炎対策事業の全額国庫負担化 [提言先 厚生労働省]	◇ 肝炎対策関連事業(ウイルス検査及び医療費援助)については、 肝炎対策基本法前文にも明記のとおり国の責めに帰すべき事由に よりもたらされ、最終の司法判断において国の責任が確定している 事案を契機とする事業であることから、所要の事業費については全 額国庫負担において実施するべき。	源の移譲については進展せず。今後も引き続き、適切な措置が講じられるよう求めていく。 (肝炎対策事業の全額国庫負担化) 評価: X 【国に対する提言の実施状況】 ・23年6月、厚生労働省に対し、肝炎対策事業の全額 国庫負担化に関する要望を行った。〈府最重点要望〉 ・23年7月、厚生労働省に対し、肝炎対策事業の全額 国庫負担化に関する要望を行った。〈帝最重点要望〉 ・23年7月、厚生労働省に対し、肝炎対策事業の全額 国庫負担化に関する要望を行った。 〈部単独要望〉 【制度の改善状況及び今後の対応】 ・23年度においては、提言内容は実現せず。24年度 国予算案においても従前どおりとなっているため、引き続き、必要な提言を行っていく。	健康医療部保健医療室健康づくり課

番号	項目		提 言 内 容	提言及び実現の状況	担当部局 字室課
B		○障がい児施設の職員配置基準の 拡充 [提言先 厚生労働省]	◇ 障がい児施設における看護師、栄養士など施設運営上不可欠な職員については、国の配置基準を施設の実情に合わせて見直すべき。	(障がい児施設の職員配置基準の拡充) 評価:△ 【国に対する提言の実施状況】 (22年度) ・22年7月、厚生労働省に対し児童福祉施設職員配置基準見直し等について要望を行った〈部単独要望〉(23年度) ・23年7月、厚生労働省に対し、障がい児施設等の職員配置や報酬体系等の見直しについて要望を行った。〈部単独要望〉 【制度の改善状況及び今後の対応】 ・国においては、児童養護施設の職員配置基準の見直しを23年6月17日に行ったところであり、障がい児施設についても同様に見直されたところであるが、施設運営上、不可欠な職員としては不十分であるため、引き続き提言を行っていく。	· 室 福障室地援 部い 生 文・大 民学・ 文・大 部が 生
3		○高校教育における公私の授業料 負担格差の是正 ・就学支援金制度を拡充し、私立高 校生等の授業料負担を軽減 ・「高校生修学支援基金」を地域の実 情に応じて活用できる制度とするとと もに、都道府県の授業料減免支援に 対する財源措置 [提言先 文部科学省]	 → 平成22年度から、公立については授業料不徴収となったのに対し、私立については就学支援金制度が創設されたものの、なおも多額の授業料負担が残っている。 ◇ 高校教育においては、公立・私立高校の双方が公教育としての役割を担っており、家庭の状況にかかわらず、全ての高校生等が安心して勉学に打ち込めるよう、就学支援金制度を拡充し、私立高校生等の授業料負担の軽減を図るべき。 ◇ 「高校生修学支援基金」を、授業料や入学料の減免に係る所要額への全額充当など地域の実情に応じて活用できる制度とするとともに、都道府県が実施する授業料減免支援について、必要な財源措置を講じるべき。 	(就学支援金制度を拡充、「高校生修学支援基金」制度を見直し) 評価: △ 【国に対する提言の実施状況】 (22年度) ・22年6月、文部科学省に対し、就学支援金制度を拡充、「高校生修学支援基金」制度の見直しに関する要望を行った。〈府最重点要望〉 ・22年12月・23年1月、文部科学省に対し、「高校生修学支援基金」制度見直しに関する要望を行った。(23年度) ・23年4月、文部科学省から、「市町村民税所得割額」に関する見解が示され、「所得税非課税」区分相当となる範囲が明確化されたことにより、平成22年度においては、当初見込みより約4.4億円増の基金取崩しが可能となった。 ・23年6月、文部科学省に対し、就学支援金制度を拡充、「高校生修学支援基金」制度の期間延長や見直しに関する要望を行った。〈府最重点要望〉・23年11月 国の第3次補正予算案の成立に伴い、高校生修学支援基金の延長(3年間)と基金の積み増し(189億円)が計上された。 【制度の改善状況及び今後の対応】・引き続き必要な提言を行っていく。	府民文化部 私学·大学課

番号	項目		提 言 内 容	提言及び実現の状況	担当部局 室課
	その他	〇住民基本台帳ネットワークに係る 費用負担の適正化 [提言先 住民基本台帳ネットワーク推進協議会]	◇ 全国共通の本人確認を行うシステムとして利用が拡大しているが、利用実績に対して、運用経費に占める地方の負担が重い。全体の運用経費を抑制するなど経費縮減を図りつつ、情報提供手数料の増収を通じて、国・地方の費用負担を見直すべき。	(住民基本台帳ネットワークの費用負担適正化) 評価:〇 【国等に対する提言の実施状況】 ・22年10月、住民基本台帳ネットワーク推進協議会に対し、経費縮減の提言を行った。 ・23年1月、地方自治情報センター(国の指定情報処理機関)に対し、平成23年度事業計画・収支予算(案)について予算の削減を求めた。 ・23年2月、住民基本台帳ネットワーク推進協議会で地方の負担軽減を提言。 ・23年3月、地方自治情報センターに対して、今後も地方の負担軽減に努めるよう要望。 ・23年11月、地方自治情報センターに対して、更なる地方の負担軽減に努めるよう要望。 ・23年11月、地方自治情報センターに対して、更なる地方の負担軽減に努めるよう要望。 ・23年11月、地方自治情報センターに対して、更なる地方の負担軽減に努めるよう要望。 【制度の改善状況及び今後の方針】 <運用経費について>・大阪府から地方自治情報センターへの23年度交付金は、22年度に比べ、55,250千円削減。	総務部市町村課
3	【情報ネットワークに関する制度・運用改善】	〇公的個人認証サービスに係る経 費負担の明確化 [提言先 公的個人認証サービス 都道府県協議会]	(経費負担の明確化) ◇ 電子申請に用いる「電子証明書」の普及が低迷(平成18年度: 当初目標1千万件⇒平成21年度末:実績145万件)し、また、運営コストも高い(発行コスト:約5,600円/1件(平成21年))。ネット社会の健全な発展のためには本人確認の仕組みは必要であり、また、国における社会保障・税に関わる国民IDカードの創設等の今後の検討にも留意する必要があるが、現行制度は課題が多く、制度の抜本的見直しをすすめるべき。 ◇ また、「共通基盤運用事業」については、認証業務本体の費用負担とは別に、各都道府県が宝くじ収益金の持寄額に応じて都道府県協議会へ支出し、同協議会を通じて(財)自治体衛星通信機構へ委託するという複雑な仕組みとなっている。事業内容を精査し経費縮減を図るとともに、認証事務本体の費用負担と一本化するなど、費用負担の仕組みをより分かりやすくすべき。	(公的個人認証サービスの経費負担明確化) 評価: △ 【国等に対する提言の実施状況】 ・22年11月、公的個人認証サービス都道府県協議会に対し、共通基盤運用事業の認証事務本体費用との一本化について要望を行った。 ・23年6月、公的個人認証サービス都道府県協議会から国に対し、「社会保障・税に関わる番号制度に係る「公的個人認証サービスの改良」等において特段の財政措置を求める提言」を行った。 ・23年12月、全国知事会から国に対し「社会保障・税番号制度の導入に伴う地方共同法人に関する申し入れ」において、公的個人認証サービスの経費縮減や、システム改良等に関する国の財政措置についての申し入れを行った。 【制度の改善状況及び今後の対応】 ・経費削減の観点から、共通基盤運用事業の内容及び経費について精査を求め、協議会内で検討を行った。その結果、公的個人認証サービス事業にかかる府負担額は22年度当初予算比で約400万円の減となった。	総務部 IT推進課

番号	項目		提言内容	提言及び実現の状況	担当部局 字室課
3	※つづき その他 【情報ネットワークに 関する制度・運用改 善】	〇総合行政ネットワークとして必要な 機能等の精査	◇ 安定した行政ネットワークとして利用が拡大しており、インフラ効果は次第に出てきているが、使っている技術が古く複雑で、設備にも無駄が多いことから、機器費や管理経費が、一般的なネットワークに比べて高い。(全国:約27億円/年 大阪府:約6,200万円/年)第三次整備(H24)に向け、新しい技術を取り入れた汎用的な機器の導入や、サービスの利活用をすすめるなど、ネットワーク構成や機能水準を見直し、さらなる経費縮減を図るべき。	(総合行政ネットワークとして必要な機能等の精査) 評価: ② 【国等に対する提言の実施状況】 22年度中に、第3期整備の機能仕様の検討会(運営協議会幹事会)において、ネットワーク構成の抜本的な見直し等、技術・専門的な見地からも含め費用低減に資する意見や提案・提言を積極的に行った。その結果、23年3月に総合評価型入札で選定された新事業者決定においては、ネットワーク性能を約10倍に引き上げたにもかかわらず予定価格に比べて大幅に下回る応札となり、他の見直しも含め、経常費ベースで事業全体で6.6億円、府負担分は概算で約1,500万円の減となる見込。(ただし、H24年度はサーバ類の入替え一時費用の増があり、事業全体で約4.3億円、府負担額分は約1千万円の減.)・23年度には、年度末に実施されるアプリケーションのサーバ類等の調達に対し、経費縮減の観点から意見提出を行った。 【今後の対応】・第三次整備の一連の調達について対応を完了。	総務部 IT推進課
3	その他 【公会計に関する制度・運用改善】	〇決算資料の充実と全国的な会計 基準の統一 [提言先 総務省]	◇ より充実した決算の審議を行うため、地方自治法など関係法令により定められている決算調書様式を、自治体の判断により、独自の財務諸表を活用できるよう緩和すべき。 その上で、地方自治体の経営改善への取組みを推進するためには、複式簿記・発生主義・日々仕訳による新公会計制度の導入が不可欠であり、地方自治体の実情を反映させた上で、全国標準的な会計基準を整備すべき。	(決算資料の充実と全国的な会計基準の統一) 評価: X 【国に対する提言の実施状況】 ・23年7月、総務省に対して、「平成24年度財務会計制度に関する国の施策に関する提案・要望」を実施し、全国標準的な会計基準の検討と決算資料の充実を要望した。 ・23年8月、総務省に対し、全国標準的な会計基準の検討と決算資料の充実に関する要望を行った。 <全国知事会> 【制度の改善状況及び今後の対応】 ・24年度においては、提言内容は実現せず。今後とも、決算資料の充実と全国的な会計基準の統一が実現されるよう、国に対し必要な要望を行っていく。	会計局

番号	項目		提 言 内 容	提言及び実現の状況	担当部局 字室課
3	その他 【出資法人改革関係】	・モノレール事業(大阪高速鉄道株	 ◇ 国の制度や補助金が、以下のように第三セクターのみを対象としているものなどがある。 ・ 国が全国統一の事業実施を期するため、法令により、事業の実施主体を特定の要件を満たす法人に限定 ・ 国が国庫補助対象事業の実施主体を特定の要件を満たす法人に限定 出資法人改革をさらに推進するため、このような国制度に基づき出資法人が実施している事業について、民間による実施や直営など、最適な事業実施主体を選択できるようにすべき。 (農地保有合理化事業) ◇ 農地保有の合理化を促進するため農地の売買・貸付等を実施する同事業は、「農業経営基盤強化促進法」に基づき都道府県が設置する「農地保有合理化法人」(府が基本財産の過半を占める財団法 	(補助金等の要件緩和・農地保有合理化事業) 評価: × 【国に対する提言の実施状況】 ・22年10月に、近畿農政局に対し、補助金等の要件緩和・農地保有合理化事業に関する協議を行った。・国の見解としては、21年12月に農地法等が大幅に改正され経過を見定めている中で、現時点での更なる改正は時期尚早との回答。・23年11月に、近畿農政局に対し、再度協議を行ったが、売買を中心に農地保有合理化法人が担っていくとした事業仕分けの結果もあり、現政権下での改正は困難との回答。・今後、国の「農地保有合理化事業」のあり方を検討する動きを踏まえながら、国に対して制度改正の協議を行う。	·室課 環境農林水 農林水 市整備 部 至
		式会社) [提言先 農林水産省·国土交通省]	人等で、主として同事業等を行うと認められるもの)において実施が可能となっているが、府では、農業後継者の確保などの課題もあり、成立件数が増えない状況。そのため、府が直接実施することも可能となるよう制度改正の提言を検討 (モノレール事業) ◇ 同事業のインフラ整備に対し府が国庫補助金を受けるには、会社の経営主体が地方公共団体又はこれに準ず(出資比率51%以上の第三セクター)ことが要件。今後、民営化の検討をすすめていく上でネックとなる、出資比率要件の緩和のため制度改正の提言を検討	(補助金等の要件緩和・モノレール事業) 評価: ○ 【国に対する提言の実施状況】 23年度 ・23年6月、国との協議の結果、モノレール等の軌道事業のインフラ整備については、出資比率にかかわらず、社会資本整備総合交付金の活用が可能であるとの回答を得たことから、本課題については解消済み。	

番号	項目		提 言 内 容	提言及び実現の状況	担当部局 字室課
3	その他 【公務員制度改革関 係】	○本庁部長の任用制度 ○民間人材の活用 ・地方公務員版官民交流法の制定 ・任期付任用の要件緩和 ○管理職の降任基準の緩和 ○労使協議による給与、勤務条件の 決定 ○地方公共団体独自の給与制度の 構築 [提言先 総務省]	 (本庁部長の任用制度) 本庁部長は、知事の特別の信任の下に任用される職として、庁内外から広く人材を登用できるよう新たな任用制度を導入すべき。 (民間人材の活用) 地方公務員版官民交流法の制定 ・民間企業から人材を受入れやすくするため、企業との雇用関係を維持したまま府の職員に任用できるよう、国と民間企業との間の人事交流に関する法律に準じて、地方公共団体と民間企業との人事交流に関する法律を制定すべき。 〈 任期付任用の要件緩和 ・特定の職について、庁内外を問わず最適な人材を確保するため、庁内に人材がいない場合などとなっている任期付任用制度の採用要件を緩和すべき。 (管理職の降任基準の緩和) 〈 管理職に限る)に異動する場合は、地方公務員法の降任処分にあたらないものとすべき。 (労使協議による給与、勤務条件の決定) 〈 地方公務員に労働協約締結権を認め、労使協議による給与、勤務条件の決定ができるようにすべき。 (地方公共団体独自の給与制度の構築) ◇ 職務給を実現するため、必要な手当の創設を可能にするなど、条例により地方公共団体独自の給与制度を構築できるようにすべき。 	(本庁部長の任用、民間人材活用、管理職降任基準、給与・勤務条件の決定、給与制度) 評価: × 【国に対する提言の実施状況】 ・職員基本条例案と密接に関連することから、提言を見合わせた。 【制度の改善状況及び今後の対応】 ・24年1月招集の通常国会で「国家公務員の労働関係にある法律案」が継続審査中であり、地方公務員に新たな労使関係を措置する等地方公務員法改正案提出が検討されている。・今後、これらの動向を注視していいく。	総務部全